

和歌山大学学術リポジトリ規程

制 定 平成24年4月27日

法人和歌山大学規程第1324号

最終改正平成29年 3月24日

(趣旨)

第1条 和歌山大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された学術研究成果等（以下「研究成果」という。）を収集し、和歌山大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を設置して恒久的に蓄積・保存をする。これらの研究成果は、学内外に無償で公開し、本学の学術研究の発展に資するとともに、広く社会に対する貢献を果たすものとする。

(管理運用)

第2条 リポジトリの管理運用は、和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館（以下「図書館」という。）において行う。

(登録対象)

第3条 リポジトリに登録対象となる研究成果は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究の成果であること。
 - ア 学術論文（学術雑誌論文、プレプリント、学会発表論文等）
 - イ 紀要
 - ウ 学位論文
 - エ 研究報告書（科学研究費補助金研究成果報告書、ワーキングペーパー等）
 - オ 図書
 - カ その他公開可能な研究・教育成果等
- (2) 本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
- (3) 電子的なフォーマットで作成されていること。
- (4) 原則として、国内外の学術機関等により公表されたものであること。
- (5) 公開することについて、法令及び社会通念上問題が生じないものであること。

(登録者)

第4条 リポジトリに研究成果を登録することができる者（以下「登録者」という。）は次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある役員、教職員、大学院生
- (2) その他図書館長が特に認めた者

(登録申請)

第5条 登録者は、研究成果及び論文等を記載した申請書を図書館長に提出し、登録申請を行うものとする。

2 図書館は、登録申請された研究成果について、著作権その他の権利帰属及び制限等の調査に努めて公開に支障がないと判断した場合にリポジトリに登録するものとする。公開に支障があると判断した場合は、登録者に登録できない旨を通知する。

(登録された研究成果の利用)

第6条 本学は、次の方法により、リポジトリに登録された研究成果を利用するものとする。

- (1) 当該研究成果を全文複製し、書誌情報を付与し、リポジトリサーバに格納し、インター

学術リポジトリ規程

ネットを通じて、複製物及び書誌情報を不特定多数に無償で公開する。

(2) 私的利用のためのダウンロード、複製、引用等の著作権法で定める範囲内での利用を許諾する。

(3) サーバに格納された研究成果は、保存及び利用の円滑な維持を図るため、複製及び媒体変換等を行う。

(研究成果の著作権)

第7条 リポジトリに登録された研究成果の著作権は、著作権者から移転しない。

(研究成果の著作権の利用許諾)

第8条 登録者は、リポジトリに登録し公開する研究成果について、予め次の事項の許諾を得ておかなければならない。

(1) 研究成果の著作権その他の権利が登録者にのみ帰属している場合、登録者は、第6条に規定する利用を本学に対し無償で許諾するものとする。

(2) 著作権者が複数の者に帰属している場合、登録者は、第6条に規定する利用を本学に対し無償で許諾することについて、他のすべての著作権者から同意を得なければならない。

(3) 研究成果の著作権その他の権利が登録者以外の者に帰属している場合、登録者は、第6条に規定する利用を本学に対し無償で許諾することについて図書館の協力の下、権利者から同意を得なければならない。ただし、権利者があらかじめ許諾の方針を示している場合はこの限りではない。

(研究成果の削除)

第9条 本学は、次の場合に、リポジトリに登録された研究成果を削除することができる。

(1) 登録者から理由を付して削除の申請があり、図書館長が承認した場合。

(2) 図書館長がリポジトリに登録された研究成果の内容が、社会的にみて著しく不適切であると判断した場合。

(登録者の責任)

第10条 登録された研究成果の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(免責事項)

第11条 本学は、登録された研究成果を利用することによって生じた利用者のいかなる損害・不利益についても、責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて登録者と図書館で別途協議することとする。

附 則

この規程は、平成24年4月27日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1906号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。